



2016年度 9月実施
ファイナンシャル・プランニング技能検定・実技試験

2級 損保顧客

資産相談業務

実施日◆2016年9月11日(日)

試験時間◆13:30~15:00(90分)

★ 注 意 ★

1. 受検する種目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の種目の略称」と「解答用紙左上部の種目の略称」の一致を確認してください。
2. 本試験の出題形式は、記述式等5題(15問)です。
3. 筆記用具、計算機(プログラム電卓等を除く)の持込みが認められています。
4. 試験問題については、特に指示のない限り、2016年4月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
5. 試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6. 不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
7. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8. その他、試験監督者の指示に従ってください。

《退席時の注意事項》

- ▶ 試験開始後60分経過した時点で退出できます。退出をする場合には、試験監督者に解答用紙を必ず手渡してください。問題用紙はお持ち帰りください。
- ▶ 試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。

○この試験の模範解答は、本日午後5時30分以降、当会のホームページに掲載します。

(<http://www2.kinzai.or.jp/answer/>)

※当会トップページからのリンクは混雑のためつながりにくくなります。上記のURLに直接アクセスしてください。

○10月24日(予定)に可否通知書を発送します(到着までに1週間程度を要することがあります)。また、当会のホームページ(<https://kentei.kinzai.or.jp/announce/>)、または携帯サイト(<https://kentei.kinzai.or.jp/announcem/>)で、受検番号の入力により可否を確認できます。

厚生労働大臣指定試験機関 一般社団法人 金融財政事情研究会

〒160-8529 東京都新宿区荒木町2-3 TEL 03-3358-0771

解答にあたっての注意

1．試験問題については、特に指示のない限り、2016年4月1日現在
施行の法令等に基づいて解答してください。

なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例については考慮
しないものとします。

2．問題は、【第1問】から【第5問】まであります。

3．各問の問題番号は、通し番号になっており、《問1》から《問15》
までとなっています。

4．解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に従
うものとし、それ以外については考慮しないものとします。

5．解答は、解答用紙に記入してください。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設 例》

X株式会社（以下、「X社」という）に勤務するAさん（59歳）は、妻Bさん（57歳）との2人暮らしである。Aさんは、平成28年12月13日に定年を迎えるが、X社は最長65歳まで勤務することができる継続雇用制度を導入している。Aさんは、X社の継続雇用制度の利用を含め、今後のライフプランの検討のために、公的年金制度からの給付額について知りたいと思っている。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。Aさんおよび妻Bさんの公的年金の加入歴に関する資料は、以下のとおりである。

〈公的年金の加入歴（定年退職までの見込みを含む）〉

(1) Aさん（昭和31年12月13日生まれ）

厚生年金保険の加入歴

- ・昭和54年4月～平成15年3月（288月）（平均標準報酬月額：300,000円）
- ・平成15年4月～平成28年11月（164月）（平均標準報酬額：450,000円）

国民年金の加入歴

- ・昭和51年12月から昭和54年3月までの大学生であった期間（28月）は、任意加入していない。

(2) 妻Bさん（昭和34年6月22日生まれ）

厚生年金保険の加入歴

- ・昭和53年4月～昭和59年3月（72月）

国民年金の加入歴

- ・昭和59年4月から昭和61年3月までの期間（24月）は、任意加入していない。
- ・昭和61年4月から現在に至るまで第3号被保険者として加入している。

※妻Bさんは、Aさんと同居し、現在および将来においても、Aさんと生計維持関係にあるものとする。

※Aさんおよび妻Bさんは、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問1》はじめに、Mさんは、Aさんに対して、Aさんが65歳までに受給することができる
公的年金制度からの老齢給付について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄
～ に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、年金額は平成28年度価額に基づい
て計算し、年金額の端数処理は円未満を四捨五入すること。

「老齢厚生年金の支給開始年齢は原則として65歳ですが、経過的措置として、老齢基
礎年金の受給資格期間（原則25年）を満たし、かつ、厚生年金保険の被保険者期間が
（ ① ）年以上あることなどの所定の要件を満たしている方は、65歳到達前に特別支
給の老齢厚生年金を受給することができます。

昭和31年12月生まれのAさんは、原則として、（ ② ）歳から報酬比例部分のみの
特別支給の老齢厚生年金を受給することができます。Aさんが60歳で定年退職し、厚
生年金保険の被保険者ではない場合、下記＜資料＞の計算式により、Aさんが（ ② ）
歳から受給することができる特別支給の老齢厚生年金の額は、年額（ ③ ）円とな
ります」

＜資料＞

特別支給の老齢厚生年金の計算式（①+②）

① 平成15年3月以前の期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1,000} \times \text{平成15年3月以前の被保険者期間の月数}$$

② 平成15年4月以後の期間分

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1,000} \times \text{平成15年4月以後の被保険者期間の月数}$$

《問2》 次に、Mさんは、Aさんに対して、Aさんが65歳以後に受給することができる公的年金制度からの老齢給付について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、年金額は平成28年度価額に基づいて計算し、年金額の端数処理は円未満を四捨五入すること。

- I 「Aさんが65歳に達した日に、特別支給の老齢厚生年金の受給権は消滅し、新たに老齢基礎年金および老齢厚生年金の受給権が発生します。下記<資料>の計算式により、Aさんが65歳から受給することができる老齢基礎年金の額は、年額（ ① ）円となります」
- II 「65歳から支給される老齢厚生年金の額は、下記<資料>の計算式により、算出することができます。Aさんの場合、老齢厚生年金の受給権取得時に、厚生年金保険の被保険者期間が（ ② ）年以上あり、かつ、Aさんと生計維持関係にある妻Bさん（62歳）が厚生年金保険の被保険者期間が（ ② ）年以上の老齢厚生年金等を受給していないため、Aさんの老齢厚生年金の額には、妻Bさんが（ ③ ）歳になるまでの間、配偶者の加給年金額が加算されます」

<資料>

<p>老齢基礎年金の計算式（4分の1免除月数、4分の3免除月数は省略）</p> $780,100円 \times \frac{\text{保険料納付済月数} + \frac{\text{保険料半額免除月数}}{\square} \times \frac{\bigcirc}{\square} + \frac{\text{保険料全額免除月数}}{\square} \times \frac{\triangle}{\square}}{\text{加入可能年数} \times 12}$ <p>老齢厚生年金の計算式（本来水準の額）：i）+ii）+iii）</p> <p>i）報酬比例部分の額＝①+②</p> <p>① 平成15年3月以前の期間分</p> $\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1,000} \times \text{平成15年3月以前の被保険者期間の月数}$ <p>② 平成15年4月以後の期間分</p> $\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1,000} \times \text{平成15年4月以後の被保険者期間の月数}$ <p>ii）経過的加算額＝1,626円×被保険者期間の月数</p> $-780,100円 \times \frac{\text{昭和36年4月以後で20歳以上60歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数}}{480月}$ <p>iii）加給年金額＝390,100円</p>
--

《問3》最後に、Mさんは、Aさんに対して、公的年金制度について説明した。Mさんが説明した次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① 「Aさんが厚生年金保険の被保険者として65歳までX社に勤務した場合、特別支給の老齢厚生年金の一部または全部が支給停止になることがあります。ただし、総報酬月額相当額と基本月額との合計額が47万円（平成28年度の支給停止調整開始額）を超えなければ、年金額が支給停止になることはありません」
- ② 「仮に、Aさんが65歳未満でX社を退職したときに、厚生年金保険の被保険者期間が40年（480月）を超えていた場合、Aさんが退職後に受給することができる特別支給の老齢厚生年金の額は、長期加入者の特例の規定により、報酬比例部分の額と定額部分の額の合計額に配偶者の加給年金額を加算した額となります」
- ③ 「Aさんが60歳で定年退職し、国民年金の第2号被保険者に該当しなくなった場合、妻Bさんは、国民年金の第1号被保険者として保険料を納付することになります」

【第2問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさん（35歳）は、妻Bさん（30歳）、長男Cさん（0歳）の3人家族である。Aさんは、平成29年1月に住宅ローンを利用して、戸建て新築住宅を購入する予定である。

Aさんは、新居の購入を機に、火災保険および地震保険について、しっかりと準備したいと考えている。そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに、火災保険および地震保険の商品内容等について相談することにした。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問4》 はじめに、Mさんは、Aさんに対して、Aさんが住宅購入の際に加入する火災保険の商品内容等について説明した。Mさんが説明した次の記述～について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① 「住宅ローンを利用する場合、金融機関から案内される住宅ローン利用者専用の火災保険に加入することも検討事項の1つとなります。当該火災保険の保険料は、金融機関の住宅ローンの利用者を対象とした債務者団体割引が適用され、一般に加入するよりも割安となっています」
- ② 「火災保険を契約する際は、建物を再調達価額（再取得価額）により評価し、保険金額を設定します。再調達価額（再取得価額）とは、火災保険の対象となる建物と同等のものを、再建築（再取得）するために必要な額のことです」
- ③ 「火災保険は、火災・落雷・風災・水災などの自然災害による損害を補償するものです。したがって、盗難による損害や建物外部からの物体の落下・飛来・衝突による損害などを補償の対象にすることができません」

《問5》 次に、Mさんは、Aさんに対して、地震保険の商品内容等について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句または数値を、下記の語句群 のイ～ルのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

- i) 「地震保険は、単独での加入はできず、火災保険とセットで加入しなければなりません。地震保険の保険金額は、火災保険の保険金額の30%から50%の範囲内での設定となり、限度額は建物で5,000万円、家財で（ ① ）万円となっています」
- ii) 「地震保険の保険料は、建物の構造および所在地（都道府県別）に応じて決まります。また、『建築年割引』『耐震等級割引』『免震建築物割引』『耐震診断割引』の4種類の割引制度が設けられています。それぞれの割引制度の重複適用は（ ② ）。地震保険の保険料は地震保険料控除の対象となります。所得税では、5万円を限度として年間支払保険料の全額が控除額となり、住民税では、（ ③ ）円を限度として年間支払保険料の2分の1の金額が控除額となります」
- iii) 「地震保険は、損害の程度により、保険金額の一定割合が支払われます。平成29年1月1日以降始期の契約については、損害の程度が全損に該当した場合は保険金額の100%、大半損に該当した場合は保険金額の（ ④ ）%、小半損に該当した場合は保険金額の30%が支払われます。また、一部損に該当した場合は保険金額の5%が支払われます」

語句群

イ. 50 ロ. 60 ハ. 75 ニ. 500 ホ. 1,000 ヘ. 1,500
ト. 15,000 チ. 25,000 リ. 35,000 ヌ. できません ル. 可能です

《問6》 最後に、Mさんは、Aさんに対して、火災保険および地震保険の商品性、当該保険に係る課税関係について説明した。Mさんが説明した次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① 「家財を補償の対象として火災保険を契約する場合、家具や衣類等のみならず、住宅敷地内にある自動車も補償の対象となります」
- ② 「地震保険において、住宅敷地内にある門や塀も補償の対象となりますので、建物自体に損害がなくても、門や塀が損害を受けた場合は保険金の支払対象となります」
- ③ 「災害等により住宅や家財などに甚大な損害を受けた場合、災害減免法による所得税額の軽減あるいは免除の適用を受けることができます。適用を受ける要件として、災害によって受けた住宅や家財の損害金額（保険金等により補てんされる金額を除く）が当該価額（時価）の2分の1以上で、かつ、適用を受けようとする者のその年分の合計所得金額が1,000万円以下であることが挙げられます」

【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設 例》

X建設株式会社（以下、「X社」という）の代表取締役社長であるAさん（71歳）は、勇退することを決意し、X社の専務取締役である長男Bさん（40歳）に事業を引き継ぐことにした。社長退任後、AさんはX社の役員等にはとどまらず、完全に勇退しようと考えている。

次期社長に就任する長男Bさんは、従業員の福利厚生を充実させることを考え、Y損害保険会社の傷害保険に加入することを検討している。

< X社が加入を検討している傷害保険に関する資料 >

- (1) 傷害保険 : 保険期間1年（月払い）
- (2) 被保険者 : 全従業員
- (3) 保険金受取人 : X社
- (4) 1人当たりの保険金額および保険料
 - 死亡・後遺障害保険金 …………… 1,000万円
 - 入院保険金日額 …………… 5,000円
 - 通院保険金日額 …………… 3,000円
 - 使用者賠償責任保険金額 …………… 3,000万円
 - 月払保険料 …………… 124,000円（売上高方式）
- (5) 保険開始日 : 平成29年1月1日
- (6) X社の決算期間 : 1月1日～12月31日

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問7》 仮に、Aさんが役員在任期間（勤続年数）30年6カ月でX社を退任し、X社が役員退職金として5,000万円を支給した場合、Aさんが受け取る役員退職金に係る退職所得の金額を計算した下記の計算式の空欄 ~ に入る最も適切な数値を解答用紙に記入しなさい。なお、Aさんは、これ以外に退職手当等の収入はなく、障害者になったことが退職の直接の原因ではないものとする。また、問題の性質上、明らかにできない部分は「□」で示してある。

〈退職所得控除額〉

$$800\text{万円} + (\text{①})\text{万円} \times (\square\square\square\text{年} - 20\text{年}) = (\text{②})\text{万円}$$

〈退職所得の金額〉

$$(5,000\text{万円} - (\text{②})\text{万円}) \times \triangle\triangle\triangle = (\text{③})\text{万円}$$

《問8》 X社が加入を検討している傷害保険の商品内容等に関する次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① 「建設業者向けの当該傷害保険は、売上高や請負金額に基づいて保険料を算出する契約方式により、下請負人の従業員の方を含めた全従業員を補償の対象とすることができます」
- ② 「売上高方式による契約は、契約時に被保険者の名簿の提出は不要です。また、被保険者の人数が変動しても、その都度の手続は不要です」
- ③ 「当該傷害保険は、労働者災害補償保険（政府労災保険）の認定後でなければ、保険金が支払われることはありません」
- ④ 「死亡および後遺障害をともに補償の対象にしていること、従業員および下請負人のすべての方を対象としていること等の所定の要件を満たすことで、経営事項審査制度において、加点評価の対象となります」

《問9》 X社に対するアドバイスに関する次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① 「X社が加入を検討している傷害保険の保険料は、その全額を損金の額に算入することができます」
- ② 「取り付けた看板が落下し、通行人がケガをして損害賠償責任を負ったケースのように、工事の結果による賠償責任は、生産物賠償責任保険（PL保険）の補償対象となります」
- ③ 「建設工事にあたり、請負業者賠償責任保険に加入しておけば、引渡し前に工事中の建物が不審火により焼失してしまった場合の施主への賠償責任も補償されます」

【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさんは、妻Bさん、長女Cさん、二女Dさんおよび長男Eさんとの5人家族である。Aさんは、平成28年中に妻Bさんの入院・手術費用として医療費20万円を支払ったため、医療費控除の適用を受ける予定である。

Aさんの家族に関する資料および平成28年分の収入等に関する資料は、以下のとおりである。

＜Aさんとその家族に関する資料＞

- Aさん（50歳）： 会社員
妻Bさん（50歳）： 専業主婦。平成28年中に、パートタイマーとして給与収入100万円を得ている。
長女Cさん（21歳）： 会社員。平成28年中の給与収入は270万円である。
二女Dさん（19歳）： 大学生。平成28年中に、アルバイトとして給与収入40万円を得ている。
長男Eさん（17歳）： 高校生。平成28年中に収入はない。

＜Aさんの平成28年分の収入等に関する資料＞

- (1) 給与収入の金額： 800万円
(2) 一時払変額個人年金保険（10年確定年金）の解約返戻金
契約年月： 平成22年2月
契約者（＝保険料負担者）・被保険者： Aさん
死亡保険金受取人： 妻Bさん
解約返戻金額： 700万円
一時払保険料： 500万円

※妻Bさん、長女Cさん、二女Dさんおよび長男Eさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。

※Aさんとその家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。

※Aさんとその家族の年齢は、いずれも平成28年12月31日現在のものである。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問10》 所得税の計算における所得控除に関する以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句または数値を、下記の 語句群 のイ~リのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

所得控除は基礎控除を含め14種類あるが、そのうち (①)、医療費控除および寄附金控除の3種類の所得控除については、年末調整では適用を受けることができないため、これらの控除の適用を受けるためには所得税の確定申告が必要となる。

Aさんの平成28年分の医療費控除額を求める計算式は、下記の<算式>のとおりである。医療費控除は、Aさんのように総所得金額等の合計額が (②) 万円以上である者の場合、その年中に支払った医療費の総額が (③) 万円を超えていなければ、その適用を受けることはできない。

<算式>

$$\left\{ \begin{array}{|l|} \hline \text{その年中に} \\ \text{支払った医} \\ \text{療費の総額} \\ \hline \end{array} \right. - \left\{ \begin{array}{|l|} \hline \text{保険金など} \\ \text{で補てんさ} \\ \text{れる金額} \\ \hline \end{array} \right. - (\text{③}) \text{万円} = \begin{array}{|l|} \hline \text{医療費} \\ \text{控除額} \\ \hline \end{array}$$

語句群

イ. 5 ロ. 10 ハ. 15 ニ. 100 ホ. 200 ヘ. 300
ト. 雑損控除 チ. 配偶者特別控除 リ. 住宅借入金等特別控除

《問11》 Aさんの平成28年分の所得税の課税に関する次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① 「Aさんが受け取った一時払変額個人年金保険（10年確定年金）の解約返戻金は、一時所得の収入金額として総合課税の対象となります」
- ② 「妻Bさんの合計所得金額は38万円以下となりますので、Aさんは配偶者控除の適用を受けることができます」
- ③ 「総所得金額に算入される一時所得の金額が20万円を超えるため、Aさんは所得税の確定申告をしなければなりません」

《問12》 Aさんの平成28年分の所得税の算出税額を計算した下記の表の空欄 ~ に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「」で示してある。

	給与所得の金額	(①) 円
	一時所得の金額	□□□円
(a)	総所得金額	□□□円
	医療費控除	□□□円
	社会保険料控除	□□□円
	生命保険料控除	100,000円
	地震保険料控除	30,000円
	配偶者控除	(②) 円
	扶養控除	(③) 円
	基礎控除	380,000円
(b)	所得控除の額の合計額	3,000,000円
(c)	課税総所得金額 ((a) - (b))	□□□円
(d)	算出税額 ((c) に対する所得税額)	(④) 円

<資料> 給与所得控除額

給与収入金額	給与所得控除額
万円超 万円以下	
~ 180	収入金額×40% (65万円に満たない場合は、65万円)
180 ~ 360	収入金額×30%+18万円
360 ~ 660	収入金額×20%+54万円
660 ~ 1,000	収入金額×10%+120万円
1,000 ~ 1,200	収入金額×5%+170万円
1,200 ~	230万円

<資料> 所得税の速算表

課税総所得金額	税率	控除額
万円超 万円以下		
195	5%	—
195 ~ 330	10%	9万7,500円
330 ~ 695	20%	42万7,500円
695 ~ 900	23%	63万6,000円
900 ~ 1,800	33%	153万6,000円
1,800 ~ 4,000	40%	279万6,000円
4,000 ~	45%	479万6,000円

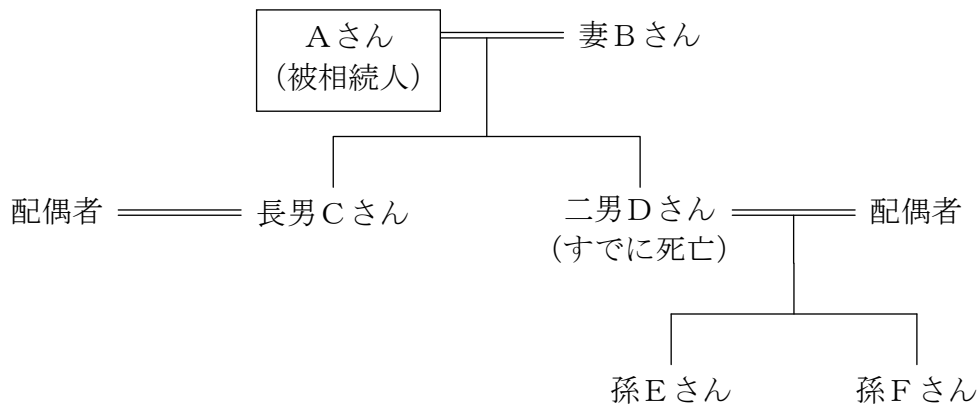
* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第5問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設例》

非上場の同族会社であるX株式会社（以下、「X社」という）の代表取締役社長であったAさんは、平成28年8月5日に病気により75歳で死亡した。Aさんが保有していたX社株式（発行済株式総数のすべて）は後継者である長男Cさんが相続により取得した。

Aさんの親族関係図等は、以下のとおりである。なお、二男Dさんは、Aさんの相続開始前に死亡している。



<各人が取得した相続財産（みなし相続財産を含む）>

①妻Bさん（72歳）

現金および預貯金 …… 3,000万円

自宅（敷地400㎡） …… 1,000万円（「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用後）

自宅（建物） …… 1,000万円（固定資産税評価額）

死亡退職金 …… 5,000万円

②長男Cさん（48歳）

現金および預貯金 …… 5,000万円

死亡保険金 …… 3,000万円（契約者（＝保険料負担者）・被保険者はAさん、死亡保険金受取人は長男Cさん）

X社株式 …… 1億6,000万円（相続税評価額）

※相続税におけるX社株式の評価上の規模区分は「大会社」であり、特定の評価会社には該当しない。

③孫Eさん（21歳）

現金および預貯金 …… 1,000万円

④孫Fさん（18歳）

現金および預貯金 …… 1,000万円

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》 Aさんの相続等に関する以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句または数値を、下記の 語句群 のイ～リのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

i) 『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例（以下、「本特例」）』
「妻Bさんが相続により取得した自宅の敷地は、『特定居住用宅地等』に該当し、その敷地のうち（ ① ）㎡までの部分について80%の評価減の適用が受けられます。仮に、妻Bさんが相続税の申告期限まで居住を継続しなかった、あるいは売却した場合でも、自宅の敷地は『特定居住用宅地等』として本特例の適用を受けることができます」

ii) 『死亡保険金』
「長男Cさんが受け取った死亡保険金（3,000万円）は、みなし相続財産として相続税の課税対象になります。長男Cさんが受け取った死亡保険金のうち、相続税の課税価格に算入される金額は（ ② ）万円です」

iii) 『X社株式』
「X社株式の相続税評価額は、原則として類似業種比準方式により評価されます。類似業種比準価額は、類似業種の株価ならびに1株当たりの配当金額、1株当たりの（ ③ ）、1株当たりの純資産価額の3つの比準要素を基に計算されます」

語句群

イ. 200 ロ. 240 ハ. 330 ニ. 500 ホ. 1,000 ヘ. 1,500
ト. 年利益金額 チ. 売上金額 リ. 資本金等の金額

《問14》 Aさんの相続等に関する次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① 「相続税の申告書の提出期限は、相続の開始があったことを知った日の翌日から10カ月以内です。なお、申告書の提出先は、原則として、Aさんの住所地の所轄税務署長になります」
- ② 「孫Eさんおよび孫Fさんは二男Dさんの代襲相続人になりますが、Aさんの孫にあたりますので、相続税額の2割加算の対象になります」
- ③ 「未成年者控除の適用を受けることにより、孫Fさんの納付すべき相続税額は、算出された相続税額から未成年者控除額として最高12万円を差し引くことができます」

《問15》 Aさんの相続に係る相続税の総額を計算した下記の表の空欄 ~ に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「 」で示してある。

	妻Bさんに係る課税価格	(①) 万円
	長男Cさんに係る課税価格	□□□万円
	孫Eさんに係る課税価格	1,000万円
	孫Fさんに係る課税価格	1,000万円
(a)	相続税の課税価格の合計額	□□□万円
	(b) 遺産に係る基礎控除額	(②) 万円
	課税遺産総額 (a - b)	□□□万円
	相続税の総額の基となる税額	
	妻Bさん	□□□万円
	長男Cさん	□□□万円
	孫Eさん	□□□万円
	孫Fさん	(③) 万円
(c)	相続税の総額	(④) 万円

＜資料＞相続税の速算表

法定相続分に応ずる取得金額		税率	控除額
万円超	万円以下		
～	1,000	10%	—
1,000	～ 3,000	15%	50万円
3,000	～ 5,000	20%	200万円
5,000	～ 10,000	30%	700万円
10,000	～ 20,000	40%	1,700万円
20,000	～ 30,000	45%	2,700万円
30,000	～ 60,000	50%	4,200万円
60,000	～	55%	7,200万円